（開示が行われている場合）

第三条の二　法第四条第七項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が外国債等である場合には次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

三　当該外国債等が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、法第二十七条において準用する法第二十四条第三項の規定により、当該外国債等が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日の属する会計年度等の直前会計年度等に係る有価証券報告書が関東財務局長に提出されている場合

（代理人）

第四条　［略］

2　外国債等の発行者は、有価証券の募集又は売出しに関し、発行登録書又は発行登録追補書類（これらに係る訂正発行登録書を含む。）を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該発行登録書又は当該発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

3　［略］

（有価証券届出書等の記載の特例）

第六条　法第二十七条において準用する法第五条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書並びに法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　当該有価証券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合　次に掲げる事項

［イ～ト　略］

二　当該有価証券の売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合　次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

（参照方式による有価証券届出書）

第六条の三　法第二十七条において準用する法第五条第四項各号に掲げる要件の全てを満たす外国債等の発行者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、同項の規定により、第二号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

［2～4　略］

（有価証券届出書の自発的訂正）

第八条　有価証券届出書につき、法第二十七条において準用する法第七条第一項に規定する内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

三　第六条各号に定める事項で当該有価証券届出書に記載しなかつたものにつきその内容が決定したこと。

（外国者訂正届出書の提出要件）

第八条の二　法第二十七条において準用する法第七条第二項において準用する法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国者が訂正届出書に代えて外国において開示（同項第二号に規定する外国において開示をいう。以下同じ。）が行われている当該訂正届出書

（開示が行われている場合）

第三条の二　法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が外国債等である場合には次に掲げる場合とする。

［一・二　同上］

三　当該外国債等が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、法第二十七条において準用する法第二十四条第三項の規定により、当該外国債等が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当することとなつた日の属する事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書が関東財務局長に提出されている場合

（代理人）

第四条　［同上］

2　外国債等の発行者は、有価証券の募集又は売出しに関し、発行登録書又は発行登録追補書類（これらに係る訂正発行登録書を含む。）を提出する場合には、本邦内に住所を有する者であつて、当該発行登録書又は当該発行登録追補書類の提出に関する一切の行為につき、当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

3　［同上］

（有価証券届出書等の記載の特例）

第六条　法第二十七条において準用する法第五条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書並びに法第十三条第二項ただし書及び第二十三条の十二第七項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　当該有価証券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

［イ～ト　同上］

二　当該有価証券の売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

［イ～ハ　同上］

（参照方式による有価証券届出書）

第六条の三　法第二十七条において準用する法第五条第四項各号に掲げるすべての要件を満たす外国債等の発行者が、有価証券届出書を提出しようとする場合には、同項の規定により、第二号の三様式により有価証券届出書を作成することができる。

［2～4　同上］

（有価証券届出書の自発的訂正）

第八条　［同上］

［一・二　同上］

三　第六条各号に掲げる事項で当該有価証券届出書に記載しなかつたものにつきその内容が決定したこと。

（外国者訂正届出書の提出要件）

第八条の二　法第二十七条において準用する法第七条第二項において準用する法第五条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、届出書提出外国者が訂正届出書に代えて外国において開示（同項に規定する外国において開示をいう。以下同じ。）が行われている当該訂正届出書に類す